



2021年11月12日

各 位

会 社 名 株式会社キャンディール
代表者名 代表取締役社長 林 晃生
(コード番号：1446 東証第一部)
問合せ先 管理管掌取締役 藤原 泉
(TEL. 03-6862-1701)

監査等委員会設置会社への移行、定款の一部変更及び 監査等委員会設置会社への移行後の役員人事に関するお知らせ

当社は、本日開催の取締役会において、2021年12月24日開催予定の第8回定時株主総会での承認を条件として、監査役会設置会社から監査等委員会設置会社へ移行することを決議いたしました。

また、これに伴い、同定時株主総会に付議する定款の一部変更及び監査等委員会設置会社への移行後の取締役候補者を併せて決議いたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。

記

1. 監査等委員会設置会社への移行

(1) 移行の目的

透明性の高い経営を実現し、国内外のステークホルダーの期待に的確に応えうるコーポレートガバナンス体制の構築を図るため、過半数を社外取締役で構成する監査等委員会が業務執行の適法性、妥当性の監査・監督を担う「監査等委員会設置会社」へ移行することといたします。

また、定款の定めにより、取締役会の業務執行決定権限を取締役に委任することができることとし、取締役会の適切な監督のもとで経営の意思決定及び執行のさらなる迅速化を進めることといたします。

(2) 移行の時期

2021年12月24日開催予定の第8回定時株主総会において、必要な定款変更について承認をいただき、監査等委員会設置会社へ移行する予定です。

2. 定款の一部変更

(1) 定款変更の目的

- ・監査等委員会設置会社への移行のための監査等委員会の新設及び監査等委員である取締役に関する規定の追加等、ならびにそれに伴う監査役及び監査役会に関する規定の削除等を行い、併せて附則として監査役の責任免除の規定の削除に伴う経過措置の規定を設けるものとします。
- ・監査等委員会設置会社への移行に伴い、取締役会の決議によって重要な業務執行の決定の全部又は一部を取締役に委任できる旨の規定を新設します。
- ・グループの事業範囲の拡大に合わせて、目的事項の追記等の改定を行います。
- ・上記条文の新設、改定及び削除に伴う条番号の繰下げ・繰上げ等の所要の変更を行います。

(2) 定款変更の内容

変更の内容は別紙のとおりです。

(3) 日程

定款変更のための株主総会開催日 2021年12月24日(予定)
定款変更の効力発生日時 上記株主総会終結の時

3. 監査等委員会設置会社への移行後の取締役候補者

(1) 取締役候補者(監査等委員である取締役を除く。)

(2021年12月24日開催予定の第8回定時株主総会及び同定時株主総会後に開催予定の取締役会に付議予定)

氏名	新役職名	現役職名
林 晃生	代表取締役社長	同左
藤原 泉	取締役	同左
肥後 宏治	取締役	同左
大浦 善光	社外取締役	同左

(2) 監査等委員である取締役候補者

(2021年12月24日開催予定の第8回定時株主総会及び同定時株主総会後に開催予定の監査等委員会に付議予定)

氏名	新役職名	現役職名
古川 静彦	社外取締役 監査等委員(常勤)	常勤監査役(社外監査役)
津村 美昭	社外取締役 監査等委員	社外監査役
飛松 純一	社外取締役 監査等委員	社外監査役

(3) 退任予定取締役

氏名	現役職名
藤本 剛徳	取締役
阿部 利成	取締役
佐藤 一雄	取締役
大竹 俊夫	社外取締役

※藤本剛徳氏は子会社の株式会社バーンリペア代表取締役社長、阿部利成氏は子会社の株式会社キャンディルテクト代表取締役社長に就任(重任)予定です。

(2) 補欠の監査等委員である取締役候補者

(2021年12月24日開催予定の第8期定時株主総会に付議予定。なお、この選任の効力は第10回定時株主総会の開始の時までとなります。)

氏名	現役職名
大町 美奈子	大町美奈子公認会計士事務所 代表
松下 文夫	執行役員 総務部長

以上

(下線は変更箇所を示しております。)

現 行	変 更 案
<p style="text-align: center;">第 1 章 総則</p> <p>(商号) 第 1 条 当社は、株式会社キャンディールと称し、英文では、CANDEAL CO., Ltdと表示する。</p> <p>(目的) 第 2 条 当社は、次の各号の事業を営む会社（外国会社を含む。）、組合（外国における組合に相当するものを含む。）その他これに準ずる事業体の株式又は持分を所有することにより、当該会社等の事業活動を支配・管理することを目的とする。</p> <p>(1)から(5) 《条文省略》</p> <p>(6) 各種物品（木工用機械器具、園芸用機械器具、家具、室内装飾品、皮革製品、家庭用電気製品、キッチン等の住宅設備機器、建築資材、オフィスコンピューター・ファクシミリ等専用事務機器、電気音響機器、什器、日用品雑貨及び手芸・作品等）の販売、レンタル及び取付工事並びに輸出入及び製造</p> <p>(7) 《条文省略》</p> <p>(8) <u>第6号に掲げる物品の保守及び補修業務の請負</u></p> <p style="text-align: center;">《新 設》</p> <p style="text-align: center;">《新 設》</p> <p>(9) <u>前各号の業務・経営に関するコンサルティング及び連携する特定会社への研修・指導並びに第6号の物品、第7号の補修材料の利用方法及びハウスマンテナンス技能に関する教育の受託</u></p> <p>(10) 各種イベント・会議の企画、設営、運営、管理及びその会場における清掃、搬入、撤去の請負</p> <p>(11) 大型スーパー等における食品・生活用品の販売及び棚卸業務の受託</p> <p>(12) 工務店向けフランチャイズシステムの</p>	<p style="text-align: center;">第 1 章 総則</p> <p>(商号) 第 1 条 当社は、株式会社キャンディールと称し、英文では、CANDEAL Co., Ltd.と表示する。</p> <p>(目的) 第 2 条 当社は、次の各号の事業を営む会社（外国会社を含む。）、組合（外国における組合に相当するものを含む。）その他これに準ずる事業体の株式又は持分を所有することにより、当該会社等の事業活動を支配・管理することを目的とする。</p> <p>(1)から(5) 《現行どおり》</p> <p>(6) 各種物品（木工用機械器具、園芸用機械器具、家具、室内装飾品、皮革製品、家庭用電気製品、キッチン等の住宅設備機器、建築資材、オフィスコンピューター・ファクシミリ等専用事務機器、電気音響機器、什器、日用品雑貨及び手芸・作品等）の販売、レンタル、取付工事、<u>保守及び補修業務の請負</u>並びに輸出入及び製造</p> <p>(7) 《現行どおり》</p> <p>(8) <u>光触媒コーティングによる抗ウイルス抗菌サービスの請負並びに抗ウイルス・抗菌・除菌・殺菌・防臭・消毒等に関する材料、機器・装置等の研究、開発、製作、販売、買取、レンタル、リース及び輸出入</u></p> <p>(9) <u>住宅に係る設備機器及び建材の品質・性能保証に関する業務</u></p> <p>(10) <u>インターネット・携帯電話等を利用した情報提供サービス、広告及び宣伝に関する業務</u></p> <p>(11) <u>前各号の業務に関するコンサルティング、代理店の募集及び指導、フランチャイズチェーンシステムによる加盟店の募集及び指導</u></p> <p>(12) 各種イベント・会議の企画、設営、運営、管理及びその会場における清掃、搬入、撤去の請負</p> <p>(13) 大型スーパー等における食品・生活用品の販売及び棚卸業務の受託</p> <p>(14) 住宅販売に付随する業務の代行サービ</p>

開発及び運營業務並びに住宅販売に付随する業務の代行サービス業務の受託

- (13) ソフトウェア・コンピュータシステムの販売、保守及び賃貸
- (14) 不動産の売買、賃貸、管理及び仲介業
- (15) 貨物運送取扱事業及び貨物自動車運送事業
- (16) 貸倉庫業
- (17) 物品の仕分け、梱包及び配送業務の請負
- (18) 一般及び産業廃棄物の収集・運搬及び処理業
- (19) 古物売買業
- (20) 損害保険代理店業
- (21) 労働者派遣事業及び有料職業紹介業
- (22) 前各号に付帯関連する一切の業務

第3条～第4条 《条文省略》

(機関の設置)

第5条 当社は、株主総会及び取締役のほか次の機関を置く。

- (1) 取締役会
- (2) 監査役
- (3) 監査役会
- (4) 会計監査人

第2章 株式

第6条～第13条 《条文省略》

第3章 株主総会

第14条～第19条 《条文省略》

第4章 取締役及び取締役会

(取締役の員数)

第20条 当社の取締役は、10名以内とする。

(取締役の選任及び解任)

第21条 取締役の選任は、株主総会において、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。

2 前項の決議をする場合、取締役が欠けた場

ス業務の受託

- (15) ソフトウェア・コンピュータシステムの販売、保守及び賃貸
- (16) 不動産の売買、賃貸、管理及び仲介業
- (17) 一般貨物運送取扱事業及び貨物自動車運送事業
- (18) 貸倉庫業
- (19) 物品の仕分け、梱包及び配送業務の請負
- (20) 一般及び産業廃棄物の収集・運搬及び処理業
- (21) 古物売買業
《削 除》
- (22) 労働者派遣事業及び有料職業紹介業
- (23) 前各号に付帯関連する一切の業務

第3条～第4条 《現行どおり》

(機関の設置)

第5条 当社は、株主総会及び取締役のほか次の機関を置く。

- (1) 取締役会
《削 除》
- (2) 監査等委員会
- (3) 会計監査人

第2章 株式

第6条～第13条 《現行どおり》

第3章 株主総会

第14条～第19条 《現行どおり》

第4章 取締役及び取締役会

(取締役の員数)

第20条 当社の監査等委員でない取締役は、1名以上 10名以内とし、監査等委員である取締役は、3名以上5名以内とする。

(取締役の選任及び解任)

第21条 取締役の選任は、監査等委員である取締役とそれ以外の取締役とを区別して、株主総会において、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。

2 前項の決議をする場合、監査等委員である

合又は法令若しくは本定款で定めた取締役数を欠くこととなるときに備えて、会社法施行規則第96条に定めるところにより補欠取締役を選任することができる。ただし、その決議が効力を有する期間は、当該決議後最初に開催する定時株主総会の開始の時までとする。

《新 設》

- 3 前二項の選任決議は、累積投票によらないものとする。
- 4 取締役の解任は、株主総会において、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。

(取締役の任期)

第22条 取締役の任期は、選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。

- 2 任期の満了前に退任した取締役の補欠として就任する取締役の任期は、その退任した取締役の任期の満了する時までとし、増員により選任された取締役の任期は、その選任時に在任する他の取締役の任期の満了する時までとする。

《新 設》

(代表取締役及び役付取締役)

取締役若しくはそれ以外の取締役が欠けたとき、又は法令若しくは本定款で定めたそれら取締役数を欠くこととなるときに備えて、会社法施行規則第96条に定めるところにより補欠取締役を選任することができる。

- 3 前項の補欠取締役の決議が効力を有する期間は、監査等委員でない取締役の補欠取締役は当該決議後最初に開催する定時株主総会の開始の時までとし、監査等委員である取締役の補欠取締役は当該決議後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の開始の時までとする。ただし、株主総会の決議によってその期間を短縮することができる。
- 4 前三項の選任決議は、累積投票によらないものとする。
- 5 取締役の解任は、株主総会において、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、監査等委員でない取締役の解任はその議決権の過半数をもって行い、監査等委員である取締役の解任はその議決権の3分の2以上をもって行う。

(取締役の任期)

第22条 監査等委員でない取締役の任期は、選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとし、監査等委員である取締役の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。

- 2 任期の満了前に退任した監査等委員である取締役又はそれ以外の取締役の補欠として就任する取締役の任期は、その退任した取締役の任期の満了する時までとし、増員により選任された監査等委員でない取締役の任期は、その選任時に在任する他の監査等委員でない取締役の任期の満了する時までとする。

(重要な業務執行の決定の委任)

第23条 当社は、取締役会の決議によって、会社法第399条の13第5項各号に定める事項以外の重要な業務執行の決定の全部又は一部を取締役に委任することができる。

(代表取締役及び役付取締役)

第23条 当社は、取締役会の決議によって、
取締役の中から代表取締役を選定する。

- 2 当社は、取締役会の決議をもって取締役の中から取締役社長1名を選定するほか、取締役社長以外の役付取締役を選定することができる。

(取締役会の招集)

第24条 取締役会の招集は、各取締役及び各監査役に対し、会日の3日前までにその通知を
発する。ただし、緊急の場合には、この期間を短縮することができる。

- 2 取締役会は、取締役及び監査役の全員の同意があるときは、招集の手続を経ることなく開催することができる。

(取締役会の招集権者及び議長)

第25条 取締役会は、法令に別段の定めがある場合を除き、取締役社長が招集し、議長となる。

- 2 取締役社長に事故があるときは、あらかじめ取締役会において定めた順序により、他の取締役が招集し、議長となる。

(取締役会の決議の方法)

第26条 取締役会の決議は、議決に加わることができる取締役の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

(取締役会の決議等の省略)

第27条 当社は、議決に加わることのできる取締役の全員が取締役会の決議事項について書面又は電磁的記録により同意したときは、当該決議事項を可決する旨の取締役会の決議があったものとみなす。ただし、監査役が異議を述べたときはこの限りでない。

- 2 取締役、監査役又は会計監査人が、取締役及び監査役の全員に対して取締役会に報告すべき事項（会社法第363条第2項の規定により報告すべき事項を除く。）を通知したときは、当該事項を取締役会へ報告することを要しない。

(取締役会議事録)

第28条 取締役会の議事については、法令に定めるところにより議事録を作成し、出席した取締役及び監査役がこれに署名若しくは記名押印又は電子署名する。

第24条 当社は、取締役会の決議によって、
監査等委員でない取締役の中から代表取締役を選定する。

- 2 当社は、取締役会の決議をもって監査等委員でない取締役の中から取締役社長1名を選定するほか、取締役社長以外の役付取締役を選定することができる。

(取締役会の招集)

第25条 取締役会の招集は、各取締役に対し、会日の3日前までにその通知を発する。ただし、緊急の場合には、この期間を短縮することができる。

- 2 取締役会は、取締役の全員の同意があるときは、招集の手続を経ることなく開催することができる。

(取締役会の招集権者及び議長)

第26条 取締役会は、法令に別段の定めがある場合を除き、取締役社長が招集し、議長となる。

- 2 取締役社長に事故があるときは、あらかじめ取締役会において定めた順序により、他の取締役が招集し、議長となる。

(取締役会の決議の方法)

第27条 取締役会の決議は、議決に加わることができる取締役の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

(取締役会の決議等の省略)

第28条 当社は、議決に加わることのできる取締役の全員が取締役会の決議事項について書面又は電磁的記録により同意したときは、当該決議事項を可決する旨の取締役会の決議があったものとみなす。

- 2 取締役又は会計監査人が、取締役の全員に対して取締役会に報告すべき事項（会社法第363条第2項の規定により報告すべき事項を除く。）を通知したときは、当該事項を取締役会へ報告することを要しない。

(取締役会議事録)

第29条 取締役会の議事については、法令に定めるところにより議事録を作成し、出席した取締役がこれに署名若しくは記名押印又は電子署名する。

(取締役会規程)

第29条 取締役会に関する事項は、法令又は定款に定めるもののほか、取締役会において定める取締役会規程による。

(取締役の報酬等)

第30条 取締役の報酬、賞与その他の職務執行の対価として当会社から受ける財産上の利益については、株主総会の決議によって定める。

(取締役の責任免除)

第31条 当会社は、取締役（取締役であった者を含む。）の会社法第423条第1項の損害賠償責任について、同第426条第1項に定める要件に該当する場合には、同第425条第1項により免除することができる額を限度として、取締役会の決議によって免除することができる。

2 当会社は、取締役（業務執行取締役であるものを除く。）との間で、会社法第423条第1項の損害賠償責任について、同第427条第1項の規定により、同項に定める要件に該当する場合には損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく賠償責任の限度額は、同法第427条第1項に定める「最低責任限度額」とする。

第5章 監査役及び監査役会

(監査役の員数)

第32条 当会社の監査役は、5名以内とする。

(監査役の選任及び解任)

第33条 監査役の選任は、株主総会において、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。

2 前項の決議をする場合、監査役が欠けた場合又は法令若しくは本定款で定めた監査役数を欠くこととなるときに備えて、会社法施行規則第96条に定めるところにより補欠監査役を選任することができる。ただし、その決議が効力を有する期間は、当該決議後最初に開催する定時株主総会の開始の時までとする。

3 監査役の解任は、株主総会において、議決

(取締役会規程)

第30条 取締役会に関する事項は、法令又は定款に定めるもののほか、取締役会において定める取締役会規程による。

(取締役の報酬等)

第31条 取締役の報酬、賞与その他の職務執行の対価として当会社から受ける財産上の利益については、監査等委員である取締役とそれ以外の取締役とを区別して、株主総会の決議によって定める。

(取締役の責任免除)

第32条 当会社は、取締役（取締役であった者を含む。）の会社法第423条第1項の損害賠償責任について、同第426条第1項に定める要件に該当する場合には、同第425条第1項により免除することができる額を限度として、取締役会の決議によって免除することができる。

2 当会社は、取締役（業務執行取締役であるものを除く。）との間で、会社法第423条第1項の損害賠償責任について、同第427条第1項の規定により、同項に定める要件に該当する場合には損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく賠償責任の限度額は、同法第427条第1項に定める「最低責任限度額」とする。

第5章 監査等委員会

《削 除》

《削 除》

権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の3分の2以上をもって行う。

(監査役の任期)

第34条 監査役の任期は、選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。

2 任期の満了前に退任した監査役の補欠として就任する監査役の任期は、その退任した監査役の任期の満了する時までとする。

(常勤監査役)

第35条 監査役会は、その決議によって監査役の中から常勤監査役を選定する。

(監査役会の招集)

第36条 監査役会の招集通知は、各監査役に対し、会日の3日前までに発する。ただし、緊急を要する場合は、この期間を短縮することができる。

2 監査役会は、監査役の全員の同意があるときは、招集の手続を経ることなく開催することができる。

(監査役会の決議の方法)

第37条 監査役会の決議は、法令に別段の定めがある場合を除き、監査役の過半数をもって行う。

(監査役会への報告の省略)

第38条 取締役、監査役又は会計監査人が監査役の全員に対して監査役会に報告すべき事項を通知したときは、当該事項を監査役会へ報告することを要しない。

(監査役会の議事録)

第39条 監査役会の議事については、法令に定めるところにより議事録を作成し、出席した監査役がこれに署名若しくは記名押印又は電子署名する。

(監査役会規程)

第40条 監査役会に関する事項は、法令及び本定款に定めるもののほか、監査役会において定める監査役会規程による。

《削 除》

(常勤の監査等委員)

第33条 監査等委員会は、その決議によって監査等委員の中から常勤の監査等委員を選定することができる。

(監査等委員会の招集)

第34条 監査等委員会の招集は、各監査等委員に対し、会日の3日前までにその通知を発する。ただし、緊急を要する場合は、この期間を短縮することができる。

2 監査役等委員会は、監査等委員の全員の同意があるときは、招集の手続を経ることなく開催することができる。

(監査等委員会の決議の方法)

第35条 監査等委員会の決議は、法令に別段の定めがある場合を除き、議決に加わることができる監査等委員の半数が出席し、監査等委員の過半数をもって行う。

(監査等委員会への報告の省略)

第36条 取締役又は会計監査人が監査等委員の全員に対して監査等委員会に報告すべき事項を通知したときは、当該事項を監査等委員会へ報告することを要しない。

(監査等委員会の議事録)

第37条 監査等委員会の議事については、法令に定めるところにより議事録を作成し、出席した監査等委員がこれに署名若しくは記名押印又は電子署名する。

(監査等委員会規程)

第38条 監査等委員会に関する事項は、法令及び本定款に定めるもののほか、監査等委員会において定める監査等委員会規程による。

(監査役の報酬等)

第41条 監査役の報酬、賞与その他の職務執行の対価として当会社から受ける財産上の利益は、株主総会の決議によって定める。

(監査役の実任免除)

第42条 当会社は、監査役（監査役であった者を含む。）の会社法第423条第1項の損害賠償責任について、同第426条第1項に定める要件に該当する場合には、同第425条第1項により免除することができる額を限度として、取締役会の決議によって免除することができる。

2 当会社は、監査役との間で、会社法第423条第1項の損害賠償責任について、同第427条第1項により、同項に定める要件に該当する場合には損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく賠償責任の限度額は、同法第427条第1項に定める「最低責任限度額」とする。

第6章 会計監査人

(会計監査人の選任)

第43条 会計監査人の選任は、株主総会において、出席した議決権を行使することができる株主の議決権の過半数の決議によって行う。

(会計監査人の任期)

第44条 会計監査人の任期は、選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。

2 会計監査人は、前項の定時株主総会において別段の決議がされなかったときは、当該定時株主総会において再任されたものとみなす。

第7章 計算

(事業年度)

第45条 当会社の事業年度は、毎年10月1日から翌年9月30日までとする。

(剰余金の配当等)

第46条 当会社は、剰余金の配当等会社法第459条第1項各号に定める事項については、法令に別段の定めがある場合を除き、株主総会の決議によらず取締役会の決議によって定める。

《削除》

《削除》

第6章 会計監査人

(会計監査人の選任)

第39条 会計監査人の選任は、株主総会において、出席した議決権を行使することができる株主の議決権の過半数の決議によって行う。

(会計監査人の任期)

第40条 会計監査人の任期は、選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。

2 会計監査人は、前項の定時株主総会において別段の決議がされなかったときは、当該定時株主総会において再任されたものとみなす。

第7章 計算

(事業年度)

第41条 当会社の事業年度は、毎年10月1日から翌年9月30日までとする。

(剰余金の配当等)

第42条 当会社は、剰余金の配当等会社法第459条第1項各号に定める事項については、法令に別段の定めがある場合を除き、株主総会の決議によらず取締役会の決議によって定める。

- 2 当会社の剰余金の配当の基準日は、毎年9月30日とする。
- 3 前項の剰余金の配当のほか、当社は、取締役会の決議によって、毎年3月31日を基準日として剰余金の配当を行うことができる。
- 4 前各項に定める場合のほか、当社は基準日を定め、その最終の株主名簿に記載又は記録された株主又は登録株式質権者に対して、剰余金の配当を行うことができる。

(配当金の除斥期間)

第47条 配当財産が金銭である場合、その配当金が支払開始の日から満3年を経過してもなお受領されないときは、当社はその支払義務を免れる。

- 2 未払いの配当金には利息をつけない。

《新 設》

- 2 当会社の剰余金の配当の基準日は、毎年9月30日とする。
- 3 前項の剰余金の配当のほか、当社は、取締役会の決議によって、毎年3月31日を基準日として剰余金の配当を行うことができる。
- 4 前各項に定める場合のほか、当社は基準日を定め、その最終の株主名簿に記載又は記録された株主又は登録株式質権者に対して、剰余金の配当を行うことができる。

(配当金の除斥期間)

第43条 配当財産が金銭である場合、その配当金が支払開始の日から満3年を経過してもなお受領されないときは、当社はその支払義務を免れる。

- 2 未払いの配当金には利息をつけない。

附 則

(監査役の責任免除に関する経過措置)

第1条 当社は、第8回定時株主総会終結前の行為に関する会社法第423条第1項所定の監査役（監査役であった者を含む。）の賠償責任を、法令の限度において、取締役会の決議によって免除することができる。

- 2 第8回定時株主総会終結前の監査役（監査役であった者を含む。）の行為に関する会社法第423条第1項の損害賠償を限定する契約については、なお同定時株主総会の決議による変更前の定款第42条の定めるところによる。